



# 熊本県公報

号外 第 3 2 号

平成 28 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…… ( // ) 2
- 熊本県消防学校規則の一部を改正する規則…… (消防保安課) 3
- 熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則  
の一部を改正する規則…… (健康危機管理課) 9
- 熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則…… (環境立県推進課) 9
- 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条  
例施行規則の一部を改正する規則…… (産業人材育成課) 17
- 熊本県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則…… (団体支援課) 17
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則…… ( // ) 17

## 規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 5 号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則 (昭和 5 0 年熊本県規則第 5 7 号) の一部を次  
のように改正する。  
別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第13条関係)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届							
① 受給資格者に関する事項	氏 名				受給資格証番号		
	住所又は居所						
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練	
	(2) 職 種			(3) 期 間			
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所又は居所						
	(4) 家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者氏名 印 任命権者 様							
※ 処理欄	条例第10条第7項第2号の基本手当に相当する退職手当	技 能 習 得 手 当			寄宿手当		
		受講手当	特定職種受講手当	通所手当			
	円	円	円	円	円		

備考 1 ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。  
2 ※印欄には、記載しないこと。

別記第11号様式中「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を削り、「公共職業安定所長」を「任命権者」に改め、「また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。」を削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第26号**

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「オに」を「カに」に改め、同項第22号中「（ア）の次に「イ」を加え、同項第27号を同項第28号とし、同項第26号を同項第27号とし、同項第25号を同項第26号とし、同項第24号の次に次の1号を加える。

(25) 食品表示法（平成25年法律第70号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項本文の規定により知事に委任された事務に限る。）のうち、次に掲げるもの

ア 法第8条第1項の規定により当該職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

イ 法第12条第3項の規定により調査を行うこと。

第2条第3号中「ア及びウからオまでに掲げる事務にあつては、」を削り、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第16条第9項の規定により技術的な指導及び助言を行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った立入検査その他の行為（改正後の第1条第1項第25号に掲げる事務に係るものに限る。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては、熊本県保健所長が行った立入検査その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に効力を有する熊本県保健所長が行った指導その他の行為（改正後の第2条第3号ウに掲げる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、熊本県食肉衛生検査所長が行った指導その他の行為とみなす。

熊本県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第27号**

熊本県消防学校規則の一部を改正する規則

熊本県消防学校規則（平成16年熊本県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「標準的な」を「種目ごとの」に、「時間数」を「単位時間数」に改める。

第6条第2項第3号ウ中「違反対象物」の次に「の関係者（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第4項に規定する関係者をいう。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 消防職員に対する専科教育の科の種別ごとの教科目及び単位時間数は、別表第2のとおりとする。

第7条第4項を次のように改める。

4 消防職員に対する幹部教育の科の種別ごとの教科目及び単位時間数は、別表第3のとおりとする。

第8条中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第9条第3項中「標準的な」を削り、「時間数」を「単位時間数」に改める。

第10条第3項を次のように改める。

3 消防団員に対する専科教育の科の種別ごとの教科目及び単位時間数は、別表第5のとおりとする。

第11条を次のように改める。

（消防団員に対する幹部教育）

第11条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び指揮幹部科（部長、副分団長及び分団長の階級に相当する者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 初級幹部科 次に掲げるもの

ア 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。

イ 地域住民に対して防災指導を行えること。

(2) 指揮幹部科 次のア又はイに掲げる課程の種別に応じ、それぞれア又はイに定めるもの

ア 現場指揮課程 次に掲げるもの

(ア) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

- (イ) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導並びに情報の収集及び伝達に係る的確な現場指揮並びに安全管理の知識並びに技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。
  - イ 分団指揮課程 次に掲げるもの
    - (ア) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
    - (イ) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。
- 4 消防団員に対する幹部教育の科の種別（指揮幹部科にあつては、課程）ごとの教科目及び単位時間数は、別表第 6 のとおりとする。  
 第 1 2 条中「時間数」を「単位時間数」に改める。  
 第 1 3 条第 2 項中「時間数」を「単位時間数」に、「35 時間を標準」を「35 を基準」に改める。  
 別表第 1 を次のように改める。  
 別表第 1（第 5 条第 2 項関係）  
 消防職員に対する初任教育の教科目及び単位時間数

種目	教科目	単位時間数
基礎教育	倫理	5
	法学基礎・消防法	20
	消防組織制度	9
	サービスと勤務	28
	理化学	10
	小計	72
実務教育	予防広報	20
	危険物	8
	消防用設備	12
	査察	27
	建築	10
	安全管理	16
	特殊災害と保安	10
	火災防ぎよ	30
	火災調査	15
	防災	23
	救急	50
	消防機械・ポンプ	10
小計	231	
実科訓練	訓練礼式	50
	消防活動訓練	82
	救助訓練	45
	機器取扱訓練	55
	消防活動応援訓練	85
	体育	55
	小計	372
その他	実務研修	35
	選択研修	40
	行事その他	50
	小計	125

計

8 0 0

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条第 3 項関係)

消防職員に対する専科教育の科の種別並びに教科目及び単位時間数

科の種別	教科目	単位時間数
警防科	講話	1
	防災	5
	警防対策	1 3
	消防戦術と安全管理	1 4
	図上訓練	1 0
	実技訓練	1 5
	事例研究	6
	健康管理	3
	効果測定	2
	行事その他	1
	計	7 0
特殊災害科	講話	1
	特殊災害の概論	2
	危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	1 5
	特殊災害に対する消防活動要領	1 6
	特殊災害における安全管理	5
	図上訓練	7
	効果測定	2
	行事その他	1
	計	4 9
予防査察科	講話	1
	予防査察行政の現状と課題	1
	消防同意	6
	査察	2 4
	危険物規制	7
	違反処理	1 4
	査察・違反処理実習	8
	事例研究	6
	効果測定	2
	行事その他	1
	計	7 0
危険物科	講話	1
	危険物行政の現状と課題	2
	危険物化学	5
	危険物規制	2 1
	事例研究	4
	効果測定	1
	行事その他	1

	計	3 5
火災調査科	講話	1
	原因調査関係法規	6
	原因調査	2 5
	損害調査	6
	鑑定	2
	調査実習	7
	調査書類	1 4
	事例研究	6
	効果測定	2
	行事その他	1
	計	7 0
救急科	救急業務及び救急医学の基礎	5 0
	応急処置の総論	7 3
	病態別応急処置	6 7
	特殊病態別応急処置	2 5
	実習及び行事	3 5
	計	2 5 0
救助科	講話	1
	安全管理	2 1
	災害救助対策	2 3
	救急	5
	救助器具取扱訓練	2 1
	救助訓練	3 0
	総合訓練	3 0
	健康管理	3
	効果測定	5
	行事その他	1
	計	1 4 0

別表第 3 を次のように改める

別表第 3 (第 7 条第 4 項関係)

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びに教科目及び単位時間数

科の種別	教科目	単位時間数
初級幹部科	講話	1
	訓練礼式	2
	消防時事	8
	消防財政	3
	人事業務管理	1 2
	安全管理	1 0
	現場指揮	1 8
	事例研究	1 5
	行事その他	1

	計	7 0
中級幹部科	講話	1
	訓練礼式	1
	消防時事	4
	消防財政	2
	人事業務管理	1 0
	安全管理	5
	現場指揮	1 0
	事例研究	1 5
	行事その他	1
	計	4 9
上級幹部科	管理職の役割	2
	業務管理	3
	人事管理	4
	危機管理	3
	事例研究	8
	行事その他	1
	計	2 1

別表第 4 を次のように改める  
 別表第 4 (第 9 条第 3 項関係)  
 消防団員に対する基礎教育の教科目及び単位時間数

教科目	単位時間数
講話	1
訓練礼式	2
組織制度	2
ポンプ操法	4
火災防ぎょ	3
防災	2
救急救助	5
緊急自動車運行管理	2
安全管理	2
行事その他	1
計	2 4

別表第 5 を次のように改める  
 別表第 5 (第 1 0 条第 3 項関係)  
 消防団員に対する専科教育の科の種別並びに教科目及び単位時間数

科の種別	教科目	単位時間数
警防科	講話	1
	火災防ぎょ	4
	防災	2
	安全管理	2
	事例研究	2
	行事その他	1
	計	1 2

機関科	講話	1
	道路交通関係法令	1
	緊急走行要領	2
	ポンプ運用	5
	機関整備	2
	行事その他	1
	計	1 2

別表第 6 を次のように改める  
 別表第 6 (第 1 1 条第 3 項関係)  
 消防団員に対する幹部教育の科の種別並びに教科目及び単位時間数  
 1 初級幹部科

教科目	単位時間数
講話	1
訓練礼式	1
現場指揮	3
防災	2
防災指導要領	2
安全管理	2
行事その他	1
計	1 2

2 指揮幹部科  
 (1) 現場指揮課程

教科目	単位時間数
講話・現場指揮・安全管理	1
火災防ぎょ訓練	2
水災活動訓練	2
救助・救命訓練	4
避難誘導訓練	2
災害情報収集・伝達訓練	1
地域防災指導訓練	1
行事その他	1
計	1 4

(2) 分団指揮課程

教科目	単位時間数
講話・組織制度・安全管理	2
防災	3
災害対応図上訓練	2
事例研究	2
行事その他	1
計	1 0

附 則

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の熊本県消防学校規則第 1 1 条第 1 項に規定する中級幹部科を修了した者については、改正後の熊本県消防学校規則第 1 1 条第 2 項に規定する分団指揮課程を修了したものとみなす。

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第28号**

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年熊本県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「省令」の次に「の規定」を、「書類（」の次に「法第3条の許可の申請、」を、「）は、」の次に「熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号。以下「条例」という。）別表に規定する食鳥処理場に係るものにあつては熊本県食肉衛生検査所長を、それ以外の食鳥処理場に係るものにあつては当該」を加え、「（年間処理羽数が300,000を超える食鳥処理場に係るものにあつては、熊本県食肉衛生検査所長）」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「書類は、」の次に「条例別表に規定する食鳥処理場に係るものにあつては」を、「熊本県食肉衛生検査所長」の次に「に、それ以外の食鳥処理場に係るものにあつては知事」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「書類は、」の次に「条例別表に規定する食鳥処理場に係るものにあつては熊本県食肉衛生検査所長に、それ以外の食鳥処理場に係るものにあつては当該」を加え、「（年間処理羽数が300,000を超える食鳥処理場に係るものにあつては、熊本県食肉衛生検査所長）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第3条の許可の申請に係る書類は、熊本県食肉衛生検査所長（当該許可と同時に法第16条第1項の認定の申請を行う場合にあつては、当該食鳥処理場の所在地を所管する熊本県保健所長）を経由して知事に提出しなければならない。

別記第7号様式中「熊本県食肉衛生検査所長 様」を「熊本県知事 様  
熊本県食肉衛生検査所長 様」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第29号**

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 1, 2-ジクロロエチレン

第13条の5第2項各号列記以外の部分中「掲げる事項」の次に「（条例第27条の2第1項の許可にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「地下水の水位並びに井戸を掘削した年」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2) 地下水の水位及び井戸を掘削した年

第14条第1項中「地下水採取届出書（自噴井戸）」を「地下水採取（変更・廃止）届出書（自噴井戸）」に改め、同条第2項第1号中「水位」の次に「（自噴井戸に係る届出を除く。）」を加える。

第14条の2中「地下水採取届出書（自噴井戸）」を「地下水採取（変更・廃止）届出書（自噴井戸）」に改める。

第14条の4第1項中「地下水採取変更届出書（自噴井戸）（別記第15号様式）又は地下水採取廃止届出書（自噴井戸）（別記第16号様式）」を「地下水採取（変更・廃止）届出書（自噴井戸）（別記第12号様式）」に改める。

別表第2中「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に、「1リットルにつき0.004ミリグラム」を「シス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム、トランス体にあつては1リットルにつき0.004ミリグラム」に改める。

別表第4中「1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム」を「1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム」に、「1リットルにつき0.03ミリグラム」を「1リットルにつき0.01ミリグラム」に、「シスー1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に、「1リットルにつき0.04ミリグラム」を「1リットルにつきシスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム」に改める。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 1 3 条の 5 関係)

地下水採取許可申請書

熊本県知事 様

年 月 日

申請者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当( ) 印

熊本県地下水保全条例第 2 5 条の 3 第 1 項の規定により、地下水の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 4 columns: 様式 (01), ※市町村, ※井戸番号, ※メッシュコード, 申請区分 (1 新規申請)

Main application form with sections for applicant info, well location, equipment details, and water level measurements. Includes a list of required attachments (添付書類) on the right.

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。 2 元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。 3 地下水採取(予定)者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 4 地下水採取(予定)者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。

別記第 1 2 号様式から別記第 1 7 号様式までを次のように改める。

別記第 1 2 号様式（第 1 4 条、第 1 4 条の 2、第 1 4 条の 4 関係）

地下水採取（変更・廃止）届出書（自噴井戸）

熊本県知事 様

年 月 日

届出者 住所
(主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)
電話 担当( )

(熊本県地下水保全条例第 2 6 条第 1 項 (第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条第 1 項) の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

Table with 3 columns: 様式 (※市町村, ※井戸番号, ※メッシュコード), 届出区分 (1 新規届, 2 変更届, 3 廃止届)

(新規・変更届)

Main application form for groundwater extraction (new/changed) including fields for applicant name, address, well location, depth, and flow rate.

添付書類 (New/changed) table listing required documents: 1. 自噴井戸の設置の場所を示す図面, 2. 自噴井戸の構造図, 3. 節水及び水利用に関する計画書.

(廃止届)

Application form for well closure (廃止届) including fields for closure date and reason.

- 備考 1 ※印欄は、新規届の場合は記入不要です。
2 届出区分欄及び元号欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
3 地下水採取（予定）者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
4 地下水採取（予定）者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第 1 3 号様式 (第 1 4 条の 3 関係)

地下水採取変更許可申請書

熊本県知事 様

年 月 日

申請者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当( )

熊本県地下水保全条例第 2 7 条の 2 第 1 項の規定により、変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

Table with 2 columns: 様式 (03) and 申請区分 (2 変更申請). Includes fields for 市町村, 井戸番号, and ※メッシュコード.

Main application form table with columns for '変更前' (Before Change) and '変更後' (After Change). Includes sections for applicant info, well details, pump specifications, and usage status.

備考 1 ※印欄は、記入不要です。

- 2 元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。
3 地下水採取 (予定) 者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。
4 地下水採取 (予定) 者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。
5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。
6 変更前及び変更後の欄は、変更しようとする項目のみ記載してください。

添付書類 (Attachments) list: 1 揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書, 2 地下水の利用に関する計画書, 3 揚水設備の構造図, 4 その他知事が必要と認める書類. ※変更事項に関する書類を添付してください。

別記第 1 4 号様式 (第 1 4 条の 3 関係)

地下水採取許可変更 (廃止) 届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当( ) 印

熊本県地下水保全条例第 2 7 条の 2 第 3 項の規定により、地下水の採取について、次のとおり届け出ます。

Table with columns for 様式 (04), 市町村, 井戸番号, ※メッシュコード, 届出区分 (2 変更届, 3 廃止届)

(変更届)

Main application form with sections for: 地下水採取者 (Name, Address, Postcode), 揚水設備 (Location, Start Date, Well Details, Strainer Positions, Water Levels), 揚水機 (Pump Output, Type, Discharge Area, Flow Rate), 使用状況 (Usage Time, Frequency, Quantity, Period)

(廃止届)

Table for 廃止届 with columns for 廃止年月日 (4平成, 年, 月, 日) and 廃止した理由

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。 2 届出区分欄、元号欄及び揚水機の種類欄は、該当する事項の番号を○で囲んでください。 3 地下水採取者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。 4 地下水採取者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。 5 地下水の用途欄は、地下水採取の用途コード表から選択して記載してください。 6 変更届の際は、変更しようとする項目のみ記載してください。

別記第 1 5 号様式及び別記第 1 6 号様式 削除

別記第 1 7 号様式 (第 1 4 条の 5 関係)

地下水採取承継届出書

熊本県知事 様

年 月 日

届出者 住所  
 (主たる事務所の所在地)  
 氏名 印  
 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話 担当( )

特定採取者の地位を承継したので、熊本県地下水保全条例第 2 8 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

様式	市町村	井戸番号	※メッシュコード
05			

被承継者	被承継者氏名 (漢字)										カナ氏名 (カタカナ)														
承継者	承継者氏名 (漢字)										カナ氏名 (カタカナ)														
	郵便番号					承継者住所 (漢字)																			
	-																								
設置場所	揚水設備又は自噴井戸の設置の場所 (漢字)																								
備考	承継の理由																								
	承継年月日																								
4平成 年 月 日																									

- 備考 1 ※印欄は、記入不要です。  
 2 承継者氏名欄は、法人等にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。  
 3 承継者住所欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地を記載してください。

別記第 2 1 号様式及び別記第 2 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 1 号様式（第 1 8 条の 2 関係）

地下水涵養計画書

年 月 日

熊本県知事 様

提出者 住所  
(主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話 担当( )

熊本県地下水保全条例第 3 5 条第 1 項の規定により、地下水涵養計画について、次のとおり提出します。

様式	揚水設備の設置場所	年間採取量	m <sup>3</sup>
09			
井戸の番号及び本数(複数ある場合には全て記入)		地下水の用途	1 農業用 2 水産養殖用
			3 工業用 4 建築物用
		5 水道用 6 家庭用	
	計 本	7 その他 ( )	

涵養の方策	項目及び内容	涵養計画量
敷地内における涵養 (雨水の地下浸透) ①	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます 基、ますの大きさ、(種類: 内径 cm、深さ cm、屋根面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレンチ (内径 cm、長さ m、面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装又は緑化ブロック (面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝 (深さ m、長さ m、面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 緑地等 (形態: 面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 浸透型調整池 (縦 m、横 m、深さ m、集水面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> その他	m <sup>3</sup> /年
	小 計 ①	m <sup>3</sup> /年
敷地外における涵養②	<input type="checkbox"/> 涵養林の整備 (植林、間伐、下刈、その他、地域名: 植林年度: 植林場所 (市町村名): 樹種: 取組の内容: 今後の計画: 植林面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 水田湛水 (地域名: 期間 月、面積 m <sup>2</sup> )	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> 米等の契約栽培 (地域名: 面積 m <sup>2</sup> 、収穫量 kg)	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> その他	m <sup>3</sup> /年
	小 計 ②	m <sup>3</sup> /年
その他③	<input type="checkbox"/> 涵養対策に関する行事への参加等 (内容: 回数: 回、延べ人数: 人)	-
	<input type="checkbox"/> 涵養域産の作物の購入 (地域名: 産地: 種類: 量 kg)	m <sup>3</sup> /年
	<input type="checkbox"/> その他 (地下水涵養団体への協力 団体名: )	m <sup>3</sup> /年
	小 計 ③	m <sup>3</sup> /年
涵養計画量の合計 (①+②+③)		m <sup>3</sup> /年
地下水採取量	④ m <sup>3</sup> /年	涵養割合 (①+②+③) ÷ ④ %
特記事項		

備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。  
 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

別記第 2 2 号様式（第 1 8 条の 2 関係）

地下水涵養計画実施状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 印 (法人等にあつては名称及び代表者の氏名) 電話 担当( )

熊本県地下水保全条例第 3 5 条第 3 項の規定により、地下水涵養計画の実施状況について、次のとおり報告します。

Table with 4 columns: 様式 (10), 揚水設備の設置場所, 年間採取量 (m³), 地下水の用途 (1-7 categories).

Main table with 3 columns: 涵養の方策, 項目及び内容, 涵養実施量. Includes sections for 敷地内, 敷地外, and その他.

備考 1 取組内容に応じて、□にチェックのうえ、その内容等を記入してください。 2 内容のわかる写真、図面、資料等があれば適宜添付してください。

附 則

- (施行期日) 1 この規則は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県地下水保全条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第30号**

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則（平成25年熊本県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
別表第1電気配管システム科の項中「390」を「380」に改める。  
附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第31号**

熊本県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則  
熊本県農業倉庫業法施行細則（昭和24年熊本県規則第91号）は、廃止する。  
附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第32号**

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則  
農業協同組合法施行細則（昭和31年熊本県規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項に次の1号を加える。  
(9) 農業協同組合の設立の認可を受けようとする場合にあっては、設立される農業協同組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類  
第4条第3項を次のように改める。  
3 第1項の申請書を提出する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を申請書に添付しなければならない。  
(1) 出資1口の金額を減少する場合 次に掲げる書類  
ア 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、組合の成立の日における貸借対照表）  
イ 法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類  
ウ 法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類  
(2) 出資1口の金額を増額する場合 全組合員の同意を得たことを証する書類  
(3) 出資最低持口数を引き上げる場合 引上げ後の出資最低持口数に達しない組合員全員の同意を得たことを証する書類  
(4) 組合の地区を縮小する場合 当該地区の縮小によって正組合員資格を失う組合員全員の同意を得たことを証する書類  
(5) 組合員の資格に関する規定を変更する場合 当該変更によって正組合員資格を失う組合員全員の同意を得たことを証する書類  
第4条第4項を削る。  
第5条第2項第3号中「申請当時」を「最終」に、「及び」を「又は」に改め、同項に次の2号を加える。  
(5) 解散を総代会で決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類  
(6) 法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類  
第6条第2項を次のように改める。  
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
(1) 合併の理由書  
(2) 合併の経過を記載した書類  
(3) 合併契約書の謄本  
(4) 合併を決議した総会又は総代会の議事録の謄本（法第65条の2第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する組合においては、合

- (5) 併の方針を決議したに理事會の議事録の謄本)
  - (6) 最終合併の事業計画を、合併後存続する役員を記載した書類
  - (7) 合併後存続する役員を記載した書類
  - (8) 合併後存続する役員を記載した書類
  - (9) 法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類
  - (10) 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
  - (11) 法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類
  - (12) 新設合併の場合、合併後存続する組合員を立上げ、役員を任命するに必要となる書類
  - (13) 合併後存続する組合員を立上げ、役員を任命するに必要となる書類
  - (14) 農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。第21条の2第2項第14号において「規則」という。）第209条第1項各号に掲げる事項を記載した書類
  - (15) その他知事が必要と認める書類
- 第6条第3項を削る。
- 第9条第1項中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改める。
- 第10条第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改め、同条第2項第4号を次のように改める。
- (4) 基本契約書の謄本
- 第10条の2第1項中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改める。
- 第11条第1項中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改める。
- 第12条の見出しを「（信託規程変更承認申請）」に改め、同条第1項中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に改め、「又は廃止」を削り、同条第2項第1号中「又は廃止」を削り、同条の次に次の1条を加える。
- （信託規程変更等届出）
- 第12条の2法第11条の42第4項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出は、別記第1号様式の2による届出書により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 第13条第1項中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改め、同条第2項第2号中「及び」を「又は」に改める。
- 第14条の見出しを「（宅地等供給事業実施規程変更承認申請）」に改め、同条第1項中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改め、「又は廃止」を削り、同条第2項第1号中「又は廃止」を削り、同条の次に次の1条を加える。
- （宅地等供給事業実施規程変更等届出）
- 第14条の2法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出は、別記第13号様式の2による届出書により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更又は廃止の理由書
- (2) 新旧条文の対照表
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 第15条第1項中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、同条第2項第2号中「第11条の31第1項第2号」を「第11条の50第1項第2号」に、「第11条の9第1項」を「第11条の11第1項」に改める。
- 第16条の見出しを「（農業経営規程変更承認申請）」に改め、同条第1項中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改め、「又は廃止」を削り、同条第2項第1号中「又は廃止」を削り、同条の次に次の1条を加える。
- （農業経営規程変更等届出）

- 第16条の2 法第11条の5 第4項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出は、別記第15号様式の2による届出書により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更又は廃止の理由書
  - (2) 新旧条文の対照表
  - (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 第20条に次の2項を加える。
- 2 法第64条第5項の規定による解散の届出は、別記第19号様式の2による届出書により行うものとする。
- 3 前項の届出書には、組合員名簿及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付しなければならない。
- 第20条の次に次の2条を加える。  
(休眠組合の事業を廃止していない旨の届出)
- 第20条の2 法第64条の2第1項の規定による事業を廃止していない旨の届出は、別記第19号様式の3による届出書により行うものとする。  
(組合の継続の届出)
- 第20条の3 法第64条の3第3項の規定による組合の継続の届出は、別記第19号様式の4による届出書により行うものとする。
- 第21条の2 法第4号中「財産目録及び」を「財産目録又は」に改め、同項第6号中「契約書」の次に「の謄本」を加え、同項第8号中「法第49条第2項若しくは第3項又は法第50条第2項の」を「法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による」に、「了した」を「完了した」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合には、その手続を完了したことを証する書類
- 第21条の次に次の1条を加える。  
(新設分割認可申請)
- 第21条の2 法第70条の3第3項の規定による新設分割の認可を受けようとする者は、別記第20号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 新設分割の理由書
  - (2) 新設分割の経過を記載した書類
  - (3) 新設分割計画書
  - (4) 新設分割を決議した総会又は総代会の議事録の謄本（法第70条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第70条の3第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合においては、新設分割の方針を決議した理事会の議事録の謄本）
  - (5) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
  - (6) 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、役員経歴概要調書、組合員数を記載した書類並びに出資の総口数及び出資の総額を記載した書類
  - (7) 新設分割設立組合が農業協同組合である場合にあっては、当該新設分割設立組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類
  - (8) 新設分割計画を総代会において決議した組合にあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
  - (9) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類
  - (10) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
  - (11) 法第70条の3第5項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類
  - (12) 設立委員が法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された者であることを証する書類、設立委員の経歴概要調書及び設立委員会の議事録の謄本
  - (13) 新設分割計画を総会又は総代会において決議しない組合にあっては、新設分割に於て新設分割を立り組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表に於て現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合は、それを割合）を超えないことを証する書類及び新設分割組合が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類（准組合員を除く。）が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
  - (14) 規則第209条の2各号に掲げる事項を記載した書類
  - (15) その他知事が必要と認める書類
- 第25条第1項を次のように改める。  
組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内に、当該各号に定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 法第9条第1項の規定により登記をした場合 その登記事項及び登記年月日  
(2) 役員を選挙し、又は選任した場合 その者の職、氏名、就任年月日及び正組合員  
又は准組合員の別  
(3) 組合長又は会長を互選した場合 その者の氏名及び就任年月日  
(4) 参事又は会計主任を選任した場合 その者の職、氏名及び就任年月日  
(5) 参事又は会計主任を解任した場合 その者の職、氏名及び解任年月日  
(6) 総会又は総代会の開催日が決定した場合 日時、場所及び会議の目的たる事項  
第25条第2項中「総会又は総代会において」を「組合は、総会又は総代会において」  
に改め、同条第3項中「通常総会又は通常総代会において」を「組合は、通常総会又は通  
常総会において」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第4項中「第1項第3号」  
を「組合は、第1項第3号」に、「添付」を「添付」に改め、同条に次の1項を加える。  
5 「農業協同組合は、第1項第2号に該当する場合は、同号に定める事項のほか、選挙し、  
又は選任した理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関  
する事項を知事に報告しなければならない。  
第26条第1項中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改める。  
第27条第1項中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同条  
第2項を削る。  
第28条第1項中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同条  
第2項第3号中「第64条第1項第1号」の次に「の規定」を加え、同項第4号中「及び」  
を「又は」に改める。  
第29条第1項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、「別  
記第24号様式」の次に「(合併により農事組合法人を設立する場合は、別記第24号様  
式の2)」を加え、同条第2項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「若し  
くは第3項又は法第50条第2項の」を「の規定による」に、「了した」を「完了した」  
に改め、同項に次の1号を加える。  
(5) 法第73条第2項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する  
場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類  
第29条第3項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第1号中「  
選任録謄本」を「選任録の謄本」に改め、同項第2号を次のように改める。  
(2) 設立委員会議事録の謄本  
第30条第1項中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改め、同条の次に  
次の2条を加える。  
(休眠農事組合法人の事業を廃止していない旨の届出)  
第30条の2 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による事  
業を廃止していない旨の届出は、別記第25号様式の2による届出書により行うもの  
とする。  
(農事組合法人の継続の届出)  
第30条の3 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による農  
事組合法人の継続の届出は、別記第25号様式の3による届出書により行うものとする。  
第31条の見出し中「出資農事組合法人の」を「株式会社への」に改め、同条第1項中  
「第73条の12」を「第73条の10」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1  
条を加える。  
(一般社団法人への組織変更の届出)  
第32条 法第80条において準用する法第73条の10の規定による組織変更の届出は、  
別記第27号様式による届出書により行うものとする。  
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

農業協同組合(連合会)設立認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

発起人 住 所 氏 名 印

農業協同組合法 (以下「法」という。)による農業協同組合(連合会)を設立することとしましたので、法第59条第1項の規定により、下記の書類を添えて農業協同組合(連合会)設立の認可を申請します。

記

- 1 定 款
- 2 事業計画書
- 3 設立経過書
- 4 目論見書
- 5 設立準備会議事録謄本
- 6 創立総会議事録謄本
- 7 役員選挙又は選任録謄本
- 8 役員経歴概要調書
- 9 農業協同組合の設立の認可を受けようとする場合にあつては、設立される農業協同組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類

(備考) 1 発起人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第4条関係）

農業協同組合(連合会)定款変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、定款変更の決議をいたしましたので、農業協同組合法（以下「法」という。）第44条第2項の規定により、下記の書類を添えて定款変更の認可を申請します。

記

- 1 変更理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 出資1口の金額を減少する場合は、次に掲げる書類
  - (1) 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、組合の成立の日における貸借対照表）
  - (2) 法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
  - (3) 法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあつては、その手続を完了したことを証する書類
- 5 出資1口の金額を増額する場合は、全組合員の同意を得たことを証する書類
- 6 出資最低持口数を引き上げる場合は、引上げ後の出資最低持口数に達しない組合員全員の同意を得たことを証する書類
- 7 組合の地区を縮小する場合は、当該地区の縮小によって正組合員資格を失う組合員全員の同意を得たことを証する書類
- 8 組合員の資格に関する規定を変更する場合は、当該変更によって正組合員資格を失う組合員全員の同意を得たことを証する書類

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 4 号様式から別記第 5 号様式の 2 までを次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

農業協同組合(連合会)解散認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

年 月 日の通常(臨時)総会(総代会)において、本組合の解散を決議しましたので、農業協同組合法(以下「法」という。)第 64 条第 2 項の規定により、下記の書類を添えて解散の認可を申請します。

記

- 1 解散理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 最終の財産目録又は貸借対照表
- 4 清算人の住所及び氏名を記載した書類
- 5 解散を総代会で決議した組合にあっては、法第 48 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 6 法第 48 条の 2 第 2 項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類

- (備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格 A4)

別記第5号様式(第6条関係)

農業協同組合(連合会)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

農業協同組合(連合会)に 農業協同組合(連合会)を合併することとしましたので、農業協同組合法(以下「法」という。)第65条第2項の規定により、下記の書類を添えて合併の認可を申請します。

記

- 1 合併の理由書
- 2 合併の経過を記載した書類
- 3 合併契約書の謄本
- 4 合併を決議した総会又は総代会の議事録の謄本(法第65条の2第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する組合においては、合併の方針を決議した理事会の議事録の謄本)
- 5 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表)
- 6 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、役員経歴概要調書、組合員数を記載した書類並びに出資の総口数及び出資の総額を記載した書類
- 7 合併後存続する組合が農業協同組合である場合にあっては、当該存続する組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類
- 8 合併を総代会で決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 9 法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類
- 10 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
- 11 法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類
- 12 合併を総会又は総代会において決議しない組合にあっては、合併によって消滅する組合の総組合員(准組合員を除く。以下この号において同じ。)の数が合併後存続する組合の総組合員の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合。以下この号において同じ。)を超えていないことを証する書類、合併によって消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類及び合併後存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員(准組合員を除く。)が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 13 農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第209条第1項各号に掲げる事項を記載した書類
- 14 法第10条第1項第3号の事業を行う組合においては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第57条第1項第9号から第11号までに掲げる書類
- 15 その他知事が必要と認める書類

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第5号様式の2(第6条関係)

農業協同組合(連合会)合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

農業協同組合(連合会)と 農業協同組合(連合会)とを合併し、 農業協同組合(連合会)を設立することとしましたので、農業協同組合法(以下「法」という。)第65条第2項の規定により、下記の書類を添えて合併の認可を申請します。

記

- 1 合併の理由書
- 2 合併の経過を記載した書類
- 3 合併契約書の謄本
- 4 合併を決議した総会又は総代会の議事録の謄本(法第65条の2第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する組合においては、合併の方針を決議した理事会の議事録の謄本)
- 5 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表)
- 6 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、役員経歴概要調書(別記第2号様式)、組合員数を記載した書類並びに出資の総口数及び出資の総額を記載した書類
- 7 合併により設立される組合が農業協同組合である場合にあっては、当該設立される組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類
- 8 合併を総代会で決議した組合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 9 法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあっては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類
- 10 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
- 11 法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類
- 12 設立委員が法第66条の規定により選任されたものであることを証する書類、設立委員の経歴概要調書及び設立委員会の議事録の謄本
- 13 農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第209条第1項各号に掲げる事項を記載した書類
- 14 法第10条第1項第3号の事業を行う組合においては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第57条第1項第9号から第11号までに掲げる書類
- 15 その他知事が必要と認める書類

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 9 号様式中「（定款第 条の規定により共済規程を変更しましたので）、承認  
 くださるよう」を「、農業協同組合法第 1 1 条の 1 7 第 3 項の規定により、」に改め、「  
 添えて」の次に「共済規程の変更（廃止）の承認を」を、「基本契約書」の次に「の謄本  
 を加える。

別記第 1 1 号様式中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）」に  
 改め、「（廃止）」を削り、「総会（」を「の総会（」に、「決議したので、承認くださ  
 るよう」を「決議しましたので、農業協同組合法第 1 1 条の 4 2 第 3 項の規定により、」  
 に改め、「添えて」の次に「信託規程の変更の承認を」を加え、「又は廃止」を削り、同  
 様式の次に次の 1 様式加える。

別記第11号様式の2(第12条の2関係)

農業協同組合信託規程変更(廃止)届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
 申請者 名称  
 代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、本組合の信託規程の変更（廃止）を決議しま  
 したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 1 2 号様式中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）」に、「承認くださるよう」を「農業協同組合法第 1 1 条の 4 8 第 1 項の規定により、」に改め、「添えて」の次に「宅地等供給事業実施規程の設定の承認を」を加え、「及び」を「又は」に改める。

別記第 1 3 号様式中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）」に改め、「（廃止）」を削り、「承認くださるよう」を「農業協同組合法第 1 1 条の 4 8 第 3 項の規定により、」に改め、「添えて」の次に「宅地等供給事業実施規程の変更の承認を」を加え、「又は廃止」を削り、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第13号様式の2(第14条の2関係)

農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、本組合の宅地等供給事業実施規程の変更（廃止）を決議しましたので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 1 4 号様式中「承認くださるよう」を「農業協同組合法第 1 1 条の 5 1 第 1 項の規定により、」に改め、「添えて」の次に「農業経営規程の設定の承認を」を加え、「第 1 1 条の 9 第 1 項」を「第 1 1 条の 1 1 第 1 項」に、「法第 1 1 条の 3 1 第 1 項第 2 号」を「農業協同組合法第 1 1 条の 5 0 第 1 項第 2 号」に改める。  
 別記第 1 5 号様式中「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 5 号様式（第 1 6 条関係）」に改め、「（廃止）」を削り、「承認くださるよう」を「農業協同組合法第 1 1 条の 5 1 第 3 項の規定により、」に改め、「添えて」の次に「農業経営規程の変更の承認を」を加え、「又は廃止」を削り、同様式の次に次の 1 様式加える。

別記第15号様式の2(第16条の2関係)

農業協同組合農業経営規程変更(廃止)届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、本組合の農業経営規程の変更(廃止)を決議しましたので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更又は廃止の理由書
- 2 新旧条文の対照表
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 17 号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第18条関係)

信用事業譲渡(譲受け)認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、信用事業の譲渡(譲受け)の決議をいたしましたので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、下記の書類を添えて信用事業の譲渡(譲受け)の認可を申請します。

記

- 1 信用事業の譲渡及び譲受けの認可申請の際の添付書類(共通)
  - (1) 理由書
  - (2) 信用事業の全部又は一部の譲渡(譲受け)を議決した総会又は総代会の議事録
  - (3) 信用事業の全部又は一部の譲渡(譲受け)の契約書の謄本
  - (4) 最終事業年度に係る貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、組合の成立の日における貸借対照表)
  - (5) 法第50条の2第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
  - (6) 法第50条の2第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあつては、その手続を完了したことを証する書類
  - (7) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 信用事業の譲渡の認可申請の際の添付書類
  - (1) 1に掲げる書類
  - (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第1項第6号及び第7号に掲げる書面
- 3 信用事業の譲受けの認可申請の際の添付書類
  - (1) 1に掲げる書類
  - (2) 信用事業の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
  - (3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第51条第1項第6号の2から第9号までに掲げる書面

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 19 号様式を次のように改める。

別記第19号様式（第20条関係）

農 業 協 同 組 合 解 散 届	
年 月 日	
熊本県知事	様
所在地	
届出者 名称	
代表者氏名	
印	
<p>年 月 日の総会（総代会）において、本組合の解散を決議しましたので、農業協同組合法第64条第4項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。</p>	
記	
1 総会（総代会）議事録の謄本	
2 解散の登記に係る登記事項証明書	

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 19 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 19 号様式の 2 (第 20 条関係)

農 業 協 同 組 合 解 散 届	
	年 月 日
熊本県知事	様
	所在地
	届出者 名称
	代表者氏名 印
<p>本組合の組合員数が 15 人未満になり、 年 月 日に解散しましたので、農業協同組合法第 64 条第 5 項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。</p>	
記	
1	組合員名簿
2	解散の登記に係る登記事項証明書

(備考) 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A4)

別記第19号様式の3（第20条の2関係）

事業を廃止していない旨の届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 名称

主たる事務所

代表理事氏名

印

代表理事住所

年 月 日付け 第 号で通知のありました休眠組合の届出に関する公告  
については、当組合は事業を廃止していませんので、農業協同組合法第64条の2第1項の規定により  
届け出ます。

(日本工業規格A4)

別記第19号様式の4（第20条の3関係）

組 合 の 継 続 の 届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

印

年 月 日に解散した当組合は、年 月 日の総会（総代会）において、組合を継続する旨の決議をいたしましたので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 総会（総代会）議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 20 号様式を次のように改める。

別記第20号様式(第21条関係)

農業協同組合連合会の権利義務承継認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名 印

年 月 日の総会(総代会)において、農業協同組合連合会の権利義務を承継することを決議しましたので、農業協同組合法(以下「法」という。)第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により、下記の書類を添えて農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を申請します。

記

- 1 権利義務の承継の理由書
- 2 権利義務の承継に係る経過報告書
- 3 権利義務を承継する組合の定款
- 4 権利義務の承継に係る組合及び連合会の財産目録又は貸借対照表
- 5 権利義務の承継に係る経営計画書
- 6 権利義務の承継に係る契約書の謄本
- 7 権利義務の承継に係る組合及び連合会の総会又は総代会の議事録の謄本
- 8 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による  
手続を完了したことを証する書類
- 9 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による  
手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書類
- 10 法第70条第1項第1号及び第2号に該当しないことを証する書面

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 2 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第20号様式の2（第21条の2関係）

農業協同組合新設分割認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日の総会（総代会）において、新設分割の決議をしましたので、農業協同組合法（以下「法」という。）第70条の3第3項の規定により、下記の書類を添えて新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割の理由書
- 2 新設分割の経過を記載した書類
- 3 新設分割計画書
- 4 新設分割を決議した総会又は総代会の議事録の謄本（法第70条の4第1項の規定により読み替えて適用する法第70条の3第1項の規定により総会又は総代会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合においては、新設分割の方針を決議した理事会の議事録の謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
- 6 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、役員経歴概要調書、組合員数を記載した書類並びに出資の総口数及び出資の総額を記載した書類
- 7 新設分割設立組合が農業協同組合である場合にあつては、当該新設分割設立組合の理事が法第30条第12項各号に掲げる者に該当する者であるか否かに関する事項を記載した書類
- 8 新設分割計画を総代会で決議した組合にあつては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 9 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項の規定により組合員が総会の招集を請求した場合にあつては、当該総会が招集されるまでの経過を記載した書類
- 10 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
- 11 法第70条の3第5項において準用する法第50条第2項の手続を要する場合にあつては、その手続を完了したことを証する書類
- 12 設立委員が法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任されたものであることを証する書類、設立委員の経歴概要調書及び設立委員会の議事録の謄本
- 13 新設分割計画を総会又は総代会において決議しない組合にあつては、新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書類及び新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 14 農業協同組合法施行規則第209条の2各号に掲げる事項を記載した書類
- 15 その他知事が必要と認める書類

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 2 3 号様式及び別記第 2 4 号様式を次のように改める。

別記第 23 号様式(第 28 条関係)

農 事 組 合 法 人 の 解 散 届	
年 月 日	
熊本県知事	様
所在地	
届出者 名称	
代表者氏名	
印	
年 月 日に農事組合法人を解散しましたので、農業協同組合法（以下「法」という。）第 72 条の 34 第 2 項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。	
記	
1 登記事項証明書	
2 解散の理由書	
3 法第 73 条第 4 項において準用する法第 64 条第 1 項第 1 号の規定による解散のときは、総会の議事録の謄本	
4 解散時の財産目録又は貸借対照表	

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格 A4)

別記第24号様式(第29条関係)(吸収合併の場合)

農 事 組 合 法 人 合 併 届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名 印

農事組合法人に 農事組合法人を合併しましたので、農業協同組合法(以下「法」という。)第72条の35第3項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 登記事項証明書
- 2 合併の理由書
- 3 各農事組合法人の総会の議事録の謄本
- 4 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併をする農事組合法人の成立の日における財産目録又は貸借対照表)
- 5 法第73条第2項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
- 6 法第73条第2項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあつては、その手続を完了したことを証する書類

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 2 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第24号様式の2(第29条関係)(新設合併の場合)

農 事 組 合 法 人 合 併 届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名 印

農事組合法人と 農事組合法人とを合併し、 農事組合法人を設立しましたので、農業協同組合法（以下「法」という。）第72条の35第3項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 登記事項証明書
- 2 合併の理由書
- 3 各農事組合法人の総会の議事録の謄本
- 4 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、合併をする農事組合法人の成立の日における財産目録又は貸借対照表）
- 5 法第73条第2項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書類
- 6 法第73条第2項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあつては、その手続を完了したことを証する書類
- 7 設立委員の選任録の謄本
- 8 設立委員会議事録の謄本
- 9 合併により設立した農事組合法人の定款及び事業計画書

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 2 5 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第25号様式の2（第30条の2関係）

事 業 を 廃 止 し て い な い 旨 の 届	
	年 月 日
熊本県知事	様
届出者 名称	
主たる事務所	
代表理事氏名	
	印
代表理事住所	
年 月 日付け 第 号で通知のありました休眠農事組合法人の届出に関する公告については、当農事組合法人は事業を廃止していませんので、農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項の規定により届け出ます。	

(日本工業規格A4)

別記第25号様式の3（第30条の3関係）

農 事 組 合 法 人 の 継 続 の 届

年 月 日

熊本県知事 様

所在地

届出者 名称

代表者氏名

印

年 月 日に解散した当農事組合法人は、年 月 日の総会において、農事組合法人を継続する旨の決議をしましたので、農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 総会議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

（備考） 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

（日本工業規格A4）

別記第 2 6 号様式を次のように改める。

別記第26号様式(第31条関係)

株式会社への組織変更届	
年 月 日	
熊本県知事	様
	所在地
	申請者 名称
	代表者氏名 印
<p>年 月 日の総会(総代会)において、本組合(本農事組合法人)の株式会社への組織変更を決議しましたので、農業協同組合法第73条の10の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。</p>	
記	
1 組織変更計画書	
2 総会(総代会)議事録の謄本	
3 組織変更の登記に係る登記事項証明書	

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(日本工業規格A4)

別記第 2 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 27 号様式(第 32 条関係)

一般社団法人への組織変更届	
年 月 日	
熊本県知事	様
	所在地
	申請者 名称
	代表者氏名
	印
<p>年 月 日の総会(総代会)において、本組合の一般社団法人への組織変更を決議しましたので、農業協同組合法第 80 条において準用する同法第 73 条の 10 の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。</p>	
記	
1 組織変更計画書	
2 総会(総代会)議事録の謄本	
3 組織変更の登記に係る登記事項証明書	

(備考)1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

(日本工業規格 A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の農業協同組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の農業協同組合法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する農業協同組合については、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則第6条第2項第7号、第21条の2第2項第7号及び第25条第5項の規定は、この規則の施行の日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。